

(今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
1	兵庫県西脇市 76歳の女性	平18.9.26	肺がん	平19.6.29	平19.8.20	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄却</b> 当審査会による画像の検討結果においても、胸膜プラークが認められず、石綿起因性の肺がんとは認められない。	施行前死亡者は、審査請求人の夫  昭和10年、兵庫県多可郡で出生  昭和35年～平成15年織布業に従事  死亡年月は、平成15年10月(享年72歳)
2	神奈川県茅ヶ崎市 78歳の男性	平18.3.20	中皮腫	平19.11.2	平19.12.9	認定	<b>棄却</b> 当審査会における検討の結果、病理組織学的所見では肺がんの可能性が高く、画像所見においても石綿起因性の認められない肺がんとして診断されることから、認定は困難である。	認定申請者は、審査請求人の妻  昭和4年出生  職業歴については不詳  認定申請後の平成18年5月に死亡したため、同年6月審査請求人が決定申請
3	仙台市宮城野区 58歳の女性	平19.5.23	中皮腫	平19.11.15	平19.12.16	認定	<b>棄却</b> 当審査会における画像の検討の結果、認定申請者が中皮腫にかかっていたとは認められず、また、現時点で指定疾病が中皮腫及び肺がんに限定されていることも違法・不当とまでは言えない。	認定申請者は、審査請求人の母  大正13年出生  職業歴については不詳  認定申請後の平成19年9月に死亡したため、同年10月審査請求人が決定申請

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
4	さいたま市南区在住 77歳の女性	平18.5.25	肺がん	平19.12.12	平20.1.27	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄却</b> 当審査会による画像の検討結果においても、胸膜プラークが認められず、石綿起因性を否定した医学的判定の結果は支持できる	施行前死亡者は、審査請求人の夫  昭和7年、岩手県気仙郡で出生  平成7年から平成14年まで左官業に従事  死亡年月は、平成17年3月（享年72歳）
5	岐阜県岐阜市在住 72歳の女性	平19.4.19	肺がん	平20.1.24	平20.1.31	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄却</b> 加療先病院の多くのX線フィルムが処分された等の事情には同情を禁じ得ないが、現存するX線フィルムを検討した結果、石綿起因性を認めることはできず、請求人主張のばく露歴自体をもってこれを認めることも困難である。	施行前死亡者は、審査請求人の夫  昭和12年、岐阜県山県郡で出生  10年間の石綿にかかわる勤務歴あり  死亡年月は、平成13年3月（享年63歳）
6	堺市中区在住 60歳の男性	平20.6.2	肺がん	平20.10.28	平20.12.16	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄却</b> 石綿起因性を認めるためには、これを証明するに足りる資料を要するが、その資料を欠く本件において認定を行うことはできず、請求人主張のばく露歴のみをもって認定を行うこともできない。	施行前死亡者は、審査請求人の母  昭和2年、朝鮮（当時）で出生  廃品回収業に従事のほか、家族に石綿関係作業歴あり  死亡年月は、平成11年2月（享年71歳）